

ペアレントメンター支援事業業務委託に係る契約希望者の公募について

令和6年6月11日

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

発達障がい者等が地域で安心して生活するためには、障がい者本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も大切となっています。

とりわけ、発達障がいは、周囲からなかなか理解されにくい障がいであり、一人で悩みを抱えてしまう保護者もいます。このような保護者に対して、同じ発達障がいのある子どもを持つ保護者が相談相手となって、悩みを共感したり、自分の子育て経験を通して子どもへの関わり方等を助言したりする、「ペアレントメンター」という保護者がいます。「ペアレントメンター」とは「発達の気になる子どもを育てた経験を活かして、他の保護者のよき相談相手となり、悩み共感や助言等ができる者として研修を修了した先輩保護者等」です。

県では、ペアレントメンターの養成や、ペアレントメンター活動支援を通じて、発達障がい児・者の家族支援体制の充実を図るため、標記委託事業を実施するものです。

つきましては、令和5年度の当該委託事業の実施（受託）希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「ペアレントメンター支援事業業務受託希望届」により、令和6年6月25日（火）（必着）までに、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課に届け出てください。

なお、下記1の資格要件を1つでも満たさない者の届出は無効とし、届出者が1者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、2者以上の場合には別途企画提案の方法により「契約候補者」を選定します。

おって、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約を確約するものではありません。

御不明な点は岩手県保健福祉部障がい保健福祉課療育担当：電話 019-629-5446 までお問い合わせください。

記

1 資格要件

- (1) 県内に主たる事務所を有し、発達障がい児・者の家族により運営されている団体で、2に記載する業務の実施が可能な者。なお、委託予定は1者とする。こと。
なお、法人格がない団体（いわゆる権利能力なき社団）にあつては、代表者名で応募のこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 発達障がい児・者の家族の交流に係る県内での活動実績が1年以上ある者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有する団体ではないこと。

2 委託業務等の内容

別添仕様書のとおり。

3 事業実施にあたっての留意事項

別添仕様書のとおり。

4 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで